インターネット上に公開された 個人に関する情報等の取扱いに関する研究会 (インターネット上の情報に関する最近の国内外の動き①)

平成29年8月 総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政第二課

ドイツ ネットワーク執行法について

ソーシャルネットワークにおける法執行の改善に関する法律(ネットワーク執行法)

対象事業者

○ 利用者が任意のコンテンツを他の利用者と共有し、又は一般に公開可能なインターネット上のプラットフォームサービス(ソーシャルネットワーク)を営利目的で運営する事業者。 ただし、ドイツ国内の登録利用者数が200万人未満の事業者は、次の報告義務及び対応義務を負わない。

報告義務

○ 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、違法コンテンツに係る苦情の処理について、半年ごとに当該期間を対象とする報告書を作成し、連邦官報及び自身のウェブサイト上で公表しなければならない。

申告のあった違法コンテンツへの対応義務

- 対象事業者は、違法コンテンツ申告のための手続窓口を設けた上、申告があった場合は、直ちに違法性 を審査し、原則として以下の期間内に削除又はアクセスブロックをする義務を負う。
 - ①明らかに違法なコンテンツ: 申告を受けてから24時間以内
 - ②それ以外の違法コンテンツ: 申告を受けてから7日以内
- 対象となる違法コンテンツは、ドイツ刑法の特定の犯罪に該当するものに限られる。

認定自主規制機関

○ 対象事業者は、複数のソーシャルネットワーク提供事業者等が設立するなど、認定にあたり一定の要件 を満たすことを要する自主規制機関に対し、コンテンツが違法か否かの判断を照会することができる。

過料

- 最大500万ユーロの過料 (法人・団体には最大5,000万ユーロの過料)
- なお、コンテンツが違法であるという事実に基づき、行政庁が過料を科そうとする場合には、コンテンツの違法性について、予め裁判所による先決的決定を得る必要がある。

施行日

〇 2017年10月1日

対象となる犯罪

〇以下の犯罪に該当するコンテンツが対象

- ・違憲組織の宣伝資料配布(ドイツ刑法第86条)
- ・違憲組織のシンボル使用(第86条a)
- ・国家を危険にさらす重大な暴力行為の準備(第89条a)
- ・国家を危険にさらす重大な暴力行為の幇助(第91条)
- ·国家反逆的偽造(第100条a)
- ・犯罪行為への公然の扇動(第111条)
- ・犯行を行う旨の脅迫により公の平和を乱す罪(第126条)
- ・犯罪組織、テロ組織の形成、外国の犯罪組織やテロ組織に対する没収と剥奪

(第129条、第129条a、第129条b)

·民衆扇動、人種憎悪挑発(第130条)

- ·非人道的暴力賞賛表現(第131条)
- ・犯罪行為への報酬の支払及び是認(第140条)
- •信条冒涜(第166条)
- ・児童ポルノの頒布・取得・所持(第184条b) (ただし、第184条d(放送、メディア又は遠隔的サービスによる ポルノ表現の頒布)に関する範囲)
- 侮辱(第185条)
- ・悪評の流布(第186条)
- •中傷(第187条)
- 脅迫(第241条)
- ・証拠として重要なデータの偽造(第269条)